

No.	資料名	ページ	項目	質問・意見のテーマ	質問事項	回答(市)	受付日	回答日
1	実施方針	2	1 - (1) - ④	地域団体等	P2 既存の地域団体等と連携を積極的に図ることとする、とありますが、想定している具体的な地域団体等があればお示しください。	金谷地区内の自治会、金谷コミュニティ委員会等の地域団体を想定しています。詳細は、募集要項等を公表する時点で改めてお示しする予定です。	2月7日	3月19日
2	実施方針	2	1 - (1) - ④	地域団体等	P2 連携を積極的に図る、とありますが、連携について、どのようなものを想定しているのか、考えをお聞かせください。	連携方法や連携内容については、自由な発想により御提案いただきたく考えます。	2月7日	3月19日
3	実施方針	3	1 - (1) - ⑤ - b)	三代島1号公園	P3 既存の規模・性能を下回らないことを前提に再整備(事業対象地内での配置の変更を含めた改修等)を認める方針である、とありますが、下回っていないことをどのように判断されるのでしょうか。	規模については、面積が現状以下となっていないかどうかにより判断します。 性能については、国土交通省が示す「都市公園の役割」として掲げられる各項目に照らし、定性的な評価を通して判断します。 参考:国土交通省HP <a href="https://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/p_toshi/yakuwari/index.html">https://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/p_toshi/yakuwari/index.html</a>	2月7日	3月19日
4	実施方針	4	1 - (1) - ⑦	周辺既存施設	P4 周辺既存施設の概要(延べ床面積、竣工時期、修繕の履歴などが分かる図面や資料等)の開示をお願いします。	施設の概要については、要求水準書(案)において示します。ただし、修繕の履歴に関する資料等については、募集要項を公表する時点において改めて整理して示します。	2月7日	3月19日
5	実施方針	4	1 - (1) - ⑦	周辺既存施設	P4 周辺既存施設の維持管理業務内容について、現状の仕様等の開示をお願いします。	御質問の内容については、募集要項等において説明します。	2月7日	3月19日
6	実施方針	4	1 - (1) - ⑦	周辺既存施設	P4 周辺既存施設の利用状況等が分かるトラックレコードの開示をお願いします。	御質問の内容については、募集要項等において説明します。	2月7日	3月19日
7	実施方針	4	1 - (1) - ⑦	維持管理業務	P4 新施設等について、大規模修繕は含まない、との理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。	2月7日	3月19日
8	実施方針	4	1 - (1) - ⑦	維持管理業務	P4 光熱水費は市の負担、との理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。 市がPFI事業者に支払うサービス対価に、光熱水費相当分を含んでいます。	2月7日	3月19日
9	実施方針	4	1 - (1) - ⑨	PFI事業者の収入	P4 PFI事業者の収入の記載がありますが、PFI事業者の支出の記載がありませんが、事業参画に大きく影響しますのでお示しください。	本事業の対象となる施設整備業務及び運営等業務に係る費用がPFI事業者の支出になります。	2月7日	3月19日
10	実施方針	4	1 - (1) - ⑨ - a)及びb)	SIB	想定事業スキームで、施設整備業務に係る対価と、運営に係る対価で、資金調達方法を、別の主体を組み合わせた資金調達は可能でしょうか？	御理解のとおりです。	2月7日	3月19日
11	実施方針	4	1 - (1) - ⑨ - b)	SIB	運用等業務に係る対価としての成果報酬の基準は、プロポーザル側が提示するのではなく、市が提示するということによろしいでしょうか？	成果報酬額や成果指標、成果の評価方法等は、市が達成を求めたい「ソーシャル・キャピタルの醸成・向上」の内容に応じて、市から提示します。	2月7日	3月19日
12	実施方針	4	1 - (1) - ⑨ - b)	SIB	自社事業に関しては、市側からの提示は難しいと思うので、プロポーザル側から、成果指標の提示を求めた方がよろしいのではないのでしょうか？	上述のとおり、成果指標は市から提示することとします。 なお、PFI事業者が自主的に実施する事業に関しては、独立採算にて実施するものと位置付けており、これに対する市からの対価、報酬等の支払いはないものと御理解ください。	2月7日	3月19日
13	実施方針	4	1 - (1) - ⑨ - b)	SIB	本文のP.4「SC醸成・向上に係る成果指標は市があらかじめ提示する」ことになっているが、指標の決定プロセスはどのようなものか。また、PFI事業者は成果指標の決定プロセスに関与可能か。	成果指標は、市が外部有識者の意見等を参考に決定します。 当初の成果指標の決定プロセスにPFI事業者が関与することは想定しませんが、事業期間中については、PFI事業者との協議を経て、必要に応じて成果指標の見直しをすることも想定しています。	2月7日	3月19日

No.	資料名	ページ	項目	質問・意見のテーマ	質問事項	回答(市)	受付日	回答日
14	実施方針	8	2-(1)	公募型プロポーザル方式	P8 総合評価一般競争入札方式ではなく、公募型プロポーザル方式を採用する、とのことですので、提案内容のみで評価を行い、価格評価は行われず、優先交渉権者を選定後にサービス対価ほかの協議を実施した上で随意契約を締結する、との理解で宜しいでしょうか。	提案書の一つとして事業計画書も御提出いただくことを想定し、提案書の評価項目の一つとして価格の妥当性や合理性等について評価する予定です。詳細は募集要項等において説明します。	2月7日	3月19日
15	実施方針	11	2-(4)-(1-e)-ア)	出資	P11 優先交渉権者となった参加グループのうち代表企業及び建設企業は、必ずPFI事業者に出資すること、とありますが、建設企業は必ず出資しなければならない理由があればお示ください。	本事業の総事業費のうち建設費が占める割合が大きいことを考慮し、当該業務を担当する企業には、本事業の履行に対して相応の責任を負っていただく必要があるためです。	2月7日	3月19日
16	実施方針	11	2-(4)-(1-e)-ア)	出資	P11 建設企業が複数社いる場合の考え方についてお聞かせください。	P12「b)建設企業」を御参照ください。	2月7日	3月19日
17	実施方針	12	2-(4)-(2-a)	設計企業	P12 延べ面積1,500㎡以上の建物の設計業務に従事した実績を有し、とありますので、公共施設だけでなく、民間施設も含む、との理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。	2月7日	3月19日
18	実施方針	12	2-(4)-(2-b)-ア)	建設企業	P12 共同企業体は、自主結成とし、構成員数は2社、3社又は4社とする、とありますが、5社の場合は参加できない、となりますので、2社以上、との理解で宜しいでしょうか。	構成員数を5社以上とすることを妨げるものではありませんが、共同企業体の効果的な運用の観点から適切な構成員数を御判断ください。	2月7日	3月19日
19	実施方針	12	2-(4)-(2-b)-ア)	建設企業	P12 出資比率が最大の構成員が代表構成員となること、とありますが、建設企業のうち最大の出資比率を占める構成員が代表構成員となる、との理解で宜しいでしょうか。(維持管理企業、運営企業は別で、あくまで建設企業の代表、との解釈)	御理解のとおりです。	2月7日	3月19日
20	実施方針	12	2-(4)-(2-b)-ア)	建設企業	P12 構成員数が2社の場合、最低出資比率は30%以上であること、3社の場合は、4社の場合は、等の記載がありますが、SPC全体の出資比率を100%とした場合の建設企業の全体の出資比率、という考えで宜しいのでしょうか。	P12「b)建設企業ア)共通」に記載のとおり、JV(特定建設工事共同企業体)における出資比率です。	2月7日	3月19日
21	実施方針	12	2-(4)-(2-b)-ア)	建設企業	P12 建設企業にのみ、出資比率の縛りを設ける理由についてお聞かせください。	出資比率に著しい不均衡が生じないように配慮することを通して、建設工事における共同施工体制を確保することを目的として、最低出資比率を設定するものです。	2月7日	3月19日
22	実施方針	13	2-(4)-(2-c)	工事管理企業	P13 延べ面積1,500㎡以上の建物の新築工事の工事管理業務に従事した実績を有し、とありますので、公共施設だけではなく、民間施設も含む、との理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。	2月7日	3月19日
23	実施方針	13	2-(4)-(2-d)	維持管理企業	P13 1,500㎡以上の建物の維持管理業務を3年以上実施した実績を有すること、とありますので、公共施設だけではなく、民間施設も含む、との理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。	2月7日	3月19日
24	実施方針	14	2-(4)-(3-j)	組合や協会等の各種団体	P14 組合や協会等の各種団体については、その構成員が本工事に申請を行っていないこと、とありますが、主旨が良く分かりませんので、もう少し詳しくお示しいただけますでしょうか。	組合、協会等の各種団体が公募参加者となる場合において、当該組合、協会等を構成する企業等が単独で公募参加者となることできないことを意味します。	2月7日	3月19日
25	実施方針別紙1 ソーシャル・インパクト・ボンド及びソーシャル・キャピタルについて	5	I-2	SIB	別紙1のp.5 第三者評価機関による成果測定・報告結果に基づき、成果報酬が定められることとなっている。これは年度ごとに測定され、その結果が年度ごとの報酬となるのか。複数年のモニタリング必要なKPIが設定された場合、その報酬はどのように支払われるのか。	御質問の内容については、募集要項等において説明します。	2月7日	3月19日

No.	資料名	ページ	項目	質問・意見のテーマ	質問事項	回答(市)	受付日	回答日
26	実施方針 (令和2年3月19日改訂)	4	1-(1)-⑦	図書館運営業務について	図書館は欄外に「※1市が実施する業務」となっていますが、民間に運営を委託しないということでしょうか。	御理解のとおりです。	4月10日	4月17日
27	実施方針 (令和2年3月19日改訂)	5	1-(1)-⑩	自主事業	自主事業について、実施方針P5 ⑩自主事業の収入に「本事業の目的に合致する範囲において、本事業に供される公共施設を活用して自主事業を実施する」と記載されておりますが、要求水準書に自主事業の記載がなく、自主事業の内容等について具体的にお示し頂けますでしょうか。	御質問の内容については、募集要項等において説明します。	4月10日	4月17日
28	実施方針 (令和2年3月19日改訂)	11	2-(4)-①	代表企業	代表企業を事業期間中に変更することは可能でしょうか。(例:施設整備期間はA社、供用開始後はB社)	実施方針の2-(4)-①-e)の内容を遵守されることを前提に、本市の事前の承諾を得た場合にのみ可能です。	4月10日	4月17日
29	実施方針 (令和2年3月19日改訂)	12	2-(4)-②	資格要件	SPC運営管理業務を行う企業は、資格要件はなく公募参加者の制限に該当しなければ良いとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。	4月10日	4月17日
30	実施方針 (令和2年3月19日改訂)	12	2-(4)-②-a)	設計企業	設計企業と直接的かつ恒常的に雇用関係があり、かつ、平成12年度以降に延べ面積1,500㎡以上の建物の設計業務に従事した実績を有する一級建築士を配置できること、とありますが、上記の要件を満たす一級建築士を社員で有していれば資格要件を満足する、との理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。実績については企業としての受注の実績ではなく一級建築士の従事の実績を要件としていますので、実施方針の2-(4)-②-a)に示す要件を満たす一級建築士を雇用する企業であれば参加が可能です。	4月10日	4月17日
31	実施方針 (令和2年3月19日改訂)	13	2-(4)-②-c)	工事監理企業	工事監理企業と直接的かつ恒常的に雇用関係があり、かつ、平成12年度以降に延べ面積1,500㎡以上の建物の新築工事の工事監理業務に従事した実績を有する工事監理者を専任で配置できること、とありますが、上記の要件を満たす工事監理者を社員で有していれば資格要件を満足する、との理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。実績については企業としての受注の実績ではなく工事監理者の従事の実績を要件としていますので、実施方針の2-(4)-②-a)に示す要件を満たす工事監理者を雇用する企業であれば参加が可能です。	4月10日	4月17日
32	実施方針 (令和2年3月19日改訂)	15	2-(5)-②	審査員	庁内委員会及び検討委員会は非公表ですが、審査員は公表されるとの認識でよろしいでしょうか。	審査員名は募集要項公表時に公表しますが、審査員との事前の接触は禁止します。	4月10日	4月17日
33	実施方針別紙2 リスク分担表 (案)	1	共通 - 社会リスク - 環境問題リスク	環境問題リスク	事業者が行う業務に起因しない環境問題は、市の負担と考えますので、追加をお願いします。	御指摘のとおり追加します。	4月10日	4月17日
34	実施方針別紙2 リスク分担表 (案)	1	共通 - 社会リスク - 環境問題リスク	環境問題リスク	地盤沈下に関するもの(自然災害によるものを除く)はPFI事業者、と記載がありますが、全てをPFI事業者が負担を負う理由がありませんので、事業者が行う業務に起因する地盤沈下に関するもの、と変更してください。	御指摘のとおり、事業者が行う業務に起因する地盤沈下に限定することとします。	4月10日	4月17日
35	実施方針別紙2 リスク分担表 (案)	1	共通 - 物価変動リスク	物価変動リスク	施設整備、維持管理・運営ともに、適切に物価変動の改訂対応を見込んでいただくようお願いします。昨今の物価上昇、また、維持管理・運営についても人件費の高騰が続いております。	御指摘を踏まえて検討します。	4月10日	4月17日
36	要求水準書(案)	2	第1章 - 第4節 - 1 - (1)	公共施設の概要	金谷防災センター、金谷生涯学習センター、金谷体育センターについて、全て建築確認済証、検査済証など、必要な手続きを終えているとの理解で宜しいでしょうか。また、併せて必要な書類も保管されているとの理解で宜しいでしょうか。	当該建物について、建築確認済証及び検査済証の所在を確認中のものも一部ありますが、全て建築基準法に基づく所要の手続きを経ており、交付番号の確認がされています。また、各建物の竣工時の図面を保管しています。	4月10日	4月17日

No.	資料名	ページ	項目	質問・意見のテーマ	質問事項	回答(市)	受付日	回答日
37	要求水準書(案)	5	第1章 - 第4節 - 4 - (2)	敷地の現況	令和3年度に金谷防災センターの建物を除いて市において解体撤去工事を行い、更地とする予定である、とありますが、万が一、アスベストや地中埋設物等の発見により予定から遅延した場合、事業者が発生する費用は市に負担いただける、との理解で宜しいでしょうか。	リスク分担表の「計画・設計段階」-「用地リスク」及び「建設段階」-「工事リスク」-「工事遅延リスク」に準拠して対応します。	4月10日	4月17日
38	要求水準書(案)	5	第1章 - 第4節 - 4 - (2)	敷地の現況	解体に当たっては、金谷防災センターのインフラ引き込み、浄化槽及び排水管などの既存の設備の一部残置を予定しており、本事業において必要に応じて更新、撤去を要する点に留意が必要である、とありますが、一部残置を予定とする理由をお聞かせください。また、更新や撤去の判断は誰がするのでしょうか、提案となるのでしょうか。	解体後も金谷防災センターの機能を維持するため、当該建物に付随する必要最小限のインフラ等の残置を予定しています。更新や撤去等の判断は、土地利用や建物計画などの提案内容により左右されるため、事業者提案とします。	4月10日	4月17日
39	要求水準書(案)	6	第1章 - 第4節 - 5	事業期間	本事業に係る事業期間は、事業契約の締結日から令和20年3月31日までの期間とする。このうち、設計業務及び建設・工事監理業務の期間は2年、維持管理業務及び運営業務の期間は15年(ただしSC醸成・向上業務は、設計業務及び建設・工事監理業務の期間を含む最長17年)とする、とありますので、SC醸成・向上業務は、事業契約締結後から業務開始する、との理解で宜しいのでしょうか。	御理解のとおりです。	4月10日	4月17日
40	要求水準書(案)	45	第4章 - 第3節 - 1 - (3)	修繕	事業期間を通じて建築物の機能・性能を維持するために、必要に応じて建築物の修繕を行うこと、とありますが、ここで言う修繕とは、大規模修繕ではなく、経常修繕、計画修繕を指す、との理解で宜しいでしょうか。 また、対象となる建築物について、新施設等だけでなく、周辺既存施設を含めた生活交流拠点を指す、との理解で宜しいのでしょうか。	いずれも御理解のとおりです。	4月10日	4月17日

No.	資料名	ページ	項目	質問・意見のテーマ	質問事項	回答(市)	受付日	回答日
41	要求水準書(案)	52	第5章 - 第3節 - 2	SC 醸成・向上業務	移動支援に関する取組との連携等を通して、居住地に関係なく本施設を利用したい地域住民が利用しやすくなるような措置を講じること、とありますが、ここで言う移動支援に関する取組とは何を示しているのでしょうか、また現時点においてどのような行政サービス、地域サービスが存在するののかも、併せてお示しください。	移動支援については、居住地と生活交流拠点との間の移動手段の確保に向けた取組として、利用者から運賃を收受せず市からのサービス対価により運行するデマンド型交通やシャトルバスのような形態のサービスをイメージしています。平成30年度に実施した「金谷地区生活交流拠点形成等に係る官民連携手法導入可能性調査」において事業形態を検討し、その結果を下記URLにおいて公表しています。 参考:「金谷地区生活交流拠点形成に係る官民連携手法導入可能性調査」業務委託報告書 89～95ページ <a href="https://www.city.shimada.shizuoka.jp/fs/2/3/8/2/5/6/_/kanayachikuseikatsukouryuukyotenkano-useityousahoukokusyo.pdf">https://www.city.shimada.shizuoka.jp/fs/2/3/8/2/5/6/_/kanayachikuseikatsukouryuukyotenkano-useityousahoukokusyo.pdf</a> また、令和元年9月から、家事・身辺援助一体型の外出支援サービスが金谷地区社会福祉協議会を実施主体として試行的に実施され、現時点では本格運用に向けた検討が進められています。 参考:静岡県健康福祉部発行「移動サービス創出に係る普及事例集」18～21ページ 「 <a href="http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-210/chouju/documents/0318idousien_small.pdf">http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-210/chouju/documents/0318idousien_small.pdf</a> なお、本事業における移動支援の取組の詳細については、募集要項を公表する時点において改めて整理して示します。	4月10日	4月17日
42	要求水準書(案)	54	第6章 - 第1節	プロジェクトマネジメント業務	SPCは、あらかじめ自らが提案した内容のみならず、事業期間中において、本事業の安定的かつ円滑な推進に必要となると判断した業務を実施する、とありますが、SPCは自ら提案した内容を業務目的として設立する目的会社であり、またSPC自らが業務を実施することは現実的ではないと考えられるため、業務途中で新たに業務を追加することは想定しづらいのですが、どのようなものを想定しているのかご教示ください。	御指摘の箇所にある「本事業の安定的かつ円滑な推進に必要となると判断した業務」は、第6章に記載したSPC運営業務を指しており、業務途中で新たに業務が追加されることは想定しておりません。	4月10日	4月17日